



## Kobe Shoin Women's University Repository

Title	女性司祭否認論における家父長制的価値観の絶対化 Absolutisation of the Patriarchal Value System in Arguments Rejecting Women Priests
Author(s)	三木 メイ (MIKI Mei)
<i>Citation</i>	キリスト教論藻 (KIRISUTOKYO RONSO), No.34 : 39-53
Issue Date	2003
Resource Type	Bulletin Paper / 紀要論文
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

# 女性司祭否認論における 家父長制的価値観の絶対化

三 木 メ イ

## 1. 聖公会における女性の司祭叙任をめぐる論争の始まり

世界の聖公会の中で最初に女性の司祭接手が行われたのは、1944年香港教区のリー・ティム・オイ執事に対してであったが、1948年のランベス会議（10年ごとに英国で開催される全世界聖公会主教会議）において否認された。<sup>(1)</sup> その20年後の1968年のランベス会議で聖職位としての執事職が女性に対して開かれていることが確認され、同時に女性の司祭職についての研究・討議が呼びかけられた。<sup>(2)</sup> この会議以降、聖公会の職制における教会の革新が進められていく。香港教区は1970年に再度女性の司祭叙任の賛成決議をし、全聖公会中央協議会（ランベス会議の中間に開かれる聖職者と信徒の全世界聖公会組織体）はこれを認め、同教区で2名の女性の司祭が合法的に接手された。<sup>(3)</sup> その後は各国の聖公会において協議が重ねられた後、1970年代中頃から次々と賛成決議がなされて女性の司祭が誕生していったのである。<sup>(4)</sup> ランベス会議は1978年、各管区の自律的決定を尊重しつつ一致を保持する重要性を表明した。<sup>(5)</sup>

日本聖公会においては1977年に法規が改正され翌年最初の女性への執事接手が行われたのであるが、この時には女性聖職否認論は全く提出されていない。<sup>(6)</sup> 後に女性の司祭叙任に強硬に反対を唱えた主教たちも、女性の執事職については世界の聖公会の流れに合わせて何事もなく法規改正していたのである。しかし、女性の司祭叙任に関する事柄については、日本聖公会内に委員会を設置して公的な論議を開始することすら許さないという状況は1990年まで続いた。米国聖公会や英国聖公会では、主教会の決議や総会決議の賛成

票などから見ても、多数の主教たちが女性の司祭叙任の実現を推進する主導的役割を果たしていた。<sup>(7)</sup> しかし、日本では逆に当時の反対主教たちが中心となってその実現を阻止または遅延させるためのさまざまな働きをしたのである。その具体的な一例は、1987年に日本聖公会の主教会が全聖公会中央協議会（略称ACC）の要請により提出した「婦人を主教に按手する事に関する日本聖公会よりACCへの答申」にも見られる。<sup>(8)</sup> この件に関しては、まず日本聖公会の教理・礼拝・組織委員会（教・礼・組）より答申が出て、主教会で討議したものとされている。教・礼・組委員会はこの時より11年前の1976年1月には首座主教宛の答申で、「婦人を公会の三聖職位に按手することは聖書神学的にこれを拒む理由のないことを伝え」と記してある。だが、その後が続くのは「しかしながら、聖書神学的に『拒む理由』がないということは必ずしも婦人司祭を積極的に肯定する教理的理由があることを意味しません」「1977年の主教会報告は、『婦人を司祭にすることが、創造の秩序によって与えられた男女固有の本性を損なうものであってはならないし、又文化的立場と役割の相違に対しても十分な考慮を払わなければならない』とし」「わたしたちの『司祭職』がキリストの司祭職と12使徒の使徒職に依拠することを考えるとき、男性を選ばれた神の摂理を考慮せざるを得ません」と、婉曲的に否認の姿勢を表明している。そして、この問題に関する討議が充分行われることが望ましいと述べ、「日本聖公会は……今後とも主教もしくは司祭に婦人を按手する問題について検討していくつもりであります」と結んでいる。しかし、この答申が出た年の前年1986年の総会と翌年1988年の総会に、女性聖職について考える委員会を設置する議案を総会代議員が提出したが否決されている。1988年の決議では聖職・信徒代議員の過半数が賛成したが、主教票によって否決された事が議事録により明らかである。<sup>(9)</sup>

1990年の総会で「女性聖職の実現を検討する委員会設置の件」が比較的長い議論の後に可決したのは、必然というより誰も予想しなかった事が起こったからである。反対主教の一人が委員会設置に賛成の挙手をしたのである。他の反対主教の一人は可決に驚き、再度の挙手確認を求めて辺りを見回し彼を見て「挙げちゃったのか」と議場で声をあげた。<sup>(10)</sup>それほどまでに、聖公

会内で公的に討議されること自体を何とか阻止しようとしていたのである。とにかく、この年から日本聖公会での女性の司祭叙任の賛否にかかわる論争の火ぶたはようやく切って落とされた。

## 2. 日本聖公会における全教区の信徒・聖職の賛否の調査結果

女性聖職の実現を検討する委員会（女聖検）に、男女同数の委員が委嘱を受けて活動が始まった。任務は、女性聖職叙任の問題を教会の革新にかかわる重要な意味をもつものと理解して教会員の積極的関心と議論を促進することであった。最終的に賛否を決定するのは委員会ではなく総会であるという理解からである。委員会は1991年5月から公聴会を開始して各教区の信徒・聖職から意見を聞くとともに、同年10月から日本聖公会の全聖職と全国の教会委員の中から無作為抽出した信徒、併せて1300名（回答690名）に対するアンケート調査を行った。その中で「日本聖公会に女性の司祭、主教の誕生を望みますか？」という質問の回答の全教区の統計は「はい」が63.0%で、「どちらでもよい」の14.2%を加えると77.2%となり、「いいえ」は10.1%だったのである。また別の質問「女性聖職による聖餐式の執行、教会運営についてどう思いますか？」に対しては、「賛成し支持する」が70.9%で「どちらでもよい」10.0%を含めると80.9%であり、「反対」はわずか7.2%であった。これらのアンケート結果は1992年5月に開催された日本聖公会第45（定期）総会に、委員会（女聖検）報告の一部として公表され、さらに広く一般聖職・信徒の参考に供するため別冊報告書が発行された。<sup>11)</sup>

反対していた聖職者たちがこの結果に危機感をつのらせたであろうことは想像に難くない。このアンケート結果によって、もはや1987年の答申にあげた「文化的立場と役割の相違に対しても十分な考慮を払わなければならない」という事を女性を司祭に叙任をしない理由にはできなくなったのである。そして以後は逆に現代社会の世俗的、文化的傾向に流されてはいけないと述べ、神学的論議の重要性を強調するようになっていった。<sup>12)</sup>

### 3. 女性司祭否認論展開の背景と舞台

日本聖公会内で圧倒的少数派であることが明確になってしまった反対者の聖職者たちが、盛んに否認論を公表し始めたのは1992年からである。ただしそれは本人たちの意見表明から始まったのではなく、海外の聖公会の反対者の意見を翻訳して紹介するということから始まっている。同年2月発行の聖公会新聞に、M・ブラウン氏の「なぜ女性司祭に反対なのか」、また同年5月と6月発行の同紙には、英国聖公会の女性信徒で「女性の司祭按手に反対する女性の会」の創立メンバーであるエレネ・ビショップ氏の反対意見を翻訳して掲載させている。そして同年7月には、日本聖公会の2名の反対主教がロンドンで6月に行われた「第2回信仰・職制国際主教会議」に出席した報告が掲載されている。<sup>43)</sup> この記事によるとこの会議は「婦人の司祭・主教按手は聖書と教会の伝統に反すると確信する英国聖公会の主教、司祭、信徒たちの団体である『使徒職を考える会』(Association for the Apostolic Ministry)が主催した。」世界の各管区で少数派となりつつあった反対主教たちが集まり、それぞれの現状を話し合い、今後の取るべき方針や方策が熱心に討議されたようである。

同年9月15日、上記の会議に出席した2名の日本聖公会の主教が会長と副会長となって、英国の「使徒職を考える会」(略称AAM)の日本支部として「聖公会の信仰と職制を考える会(略称AAMJ)」を発足させ、最初の会合で採択した声明文を聖公会新聞に掲載させた。<sup>44)</sup> 以後、ようやく反対する日本人聖職者たちが自らの意見として聖公会新聞や各教区報、聖公会内諸団体の機関紙、または講演会等において盛んに否認論を語り始めるのであるが、彼らの言説には海外の聖公会の反対者が語った否認論拠がかなり大きく影響していると思われる。

AAMJは同年10月にニュース・レターの創刊号を発行し、12月には第1号のパンフレットを作成配布して独自の情報伝達の場を作り始めていた。またここで特筆しておかなければならないのは、当時の聖公会新聞の中心的編集者は明らかにAAMJの協力者であったことである。この女性司祭叙任問

題の賛否に関わる記事の取り扱いが公平でも中立的でもなかった。聖公会新聞は日本聖公会管区の公的な官報ではなく、聖公会出版という小さな出版社の発行物であるのでどう取り扱うかは編集者の意向で決まる。アンケート結果ですでに全体的賛成傾向が明確になった後も、反対意見を賛成意見よりもクローズアップして掲載し、AAMJの活動については第1面に掲載し続けた。その一方、女性の司祭按手実現を求めていた任意団体である「女性が教会を考える会」などの活動についてはほとんど掲載されることはなかった。しかし、この草の根の女性たちのグループは1988年に発足し、特に1990年からは5月の日本聖公会総会前と総会中に女性司祭実現の要望を直接公表し<sup>(9)</sup>、同年7月には米国初の女性主教であるバーバラ・ハリス氏を日本聖公会神学院に迎えて共同聖餐式を行いシンポジウムを開催するなど、AAMJよりも早い時期から活発に活動していたのである。<sup>(10)</sup>

#### 4. 女性司祭叙任否認論の本質的問題性

公表された否認論や個人的な反対意見は非常に多様である。聖職であれ信徒であれ男であれ女であれ反対する理由や表現の仕方はさまざまで、短い言葉で全体を表現することは困難である。また本論で全体像を網羅するようなことは不可能であると考えられる。なぜなら、表面的に神学的論争という形をとってはいても、その根源的な問題点は一人一人の人間心理の意識と無意識の領域にあると考えるからである。そして明らかに神学論争の範疇には入らない感情的あるいは機能論的な否認論拠も多く語られていたのである。賛否両論の論争に何らかのかたちで関わった経験がある者が感じるのは、この論争はどんなに理論的に話し合っても交わることのできない平行線だという絶望感である。ところが場合によっては、何気ない女性の聖職者との出会い（論争ではなく）の経験や身近な女性との関係性の変化などを通して強硬な反対者がいつのまにか女性の司祭を受容していたという不思議もあるのであって、教会の一致への希望はそういう不可思議な関係性の回復を信じて待つところに見出すしかないのかもしれない。

そのような限界性と流動性を覚悟しつつ、私が今ここであえて否認論を取

り上げるのは彼らによって言語化された神観、キリスト観、聖職観、男女観の中に、教会が真に福音宣教するキリストのからだとなるためにどう変革していかななくてはならないかを逆説的に知らしめる言葉が多く含まれていると考えるからである。それゆえ多様な否認論の中でも、最も本質的でキリスト教会にとって深刻な問題性をもつと考えられる家父長制的価値観の絶対化に焦点をあてて論じることとする。これから述べる父権的思想は、女性の司祭が誕生したからといって教会からすべて消え去ったわけではない。多数とは言えなくともこれらを意識的にそのまま受け継いでいる男性聖職者もいる。そしてその男性中心性を無意識的に慣習的に内面化している男女の信徒たちも多数存在する。この家父長制的価値観がキリスト教会にとって致命的であるのは、あらゆる差別を正当化する価値観を含み、差別体質をもった信仰共同体であり続けることを許すからである。

## 5. 女性司祭叙任否認者たちの論拠

### (1) 「男はキリストのイコン・像」

女性司祭叙任に反対する人々のほとんどが最初にあげる理由は「イエス・キリストは男性であったし、十二使徒も男性であったから。」そしてそれについて「イスラエルの祭司もキリスト教会の司祭も男性であることは時代の産物ではなく、この父なる神と男性の救い主である主イエスを代表するイコン・像（イメージ）です。」と理由説明したのはAAMJである。AAMJ発行パンフレット第1号「なぜ女性司祭按手を容認できないのか—20の問いと答え」（1992年12月発行）の内容の一部を紹介する。<sup>(4)</sup>

これは変えることのできない神の啓示である。神がご自身を自ら現す、語るという時に、どういうわけかイスラエル民族を選ばれたし、そしてどういうわけか祭司にも救い主にも使徒にも男性を選ばれた。また神に性別はないのにあえて「父」と呼ばれている。「ですから、なぜ神はあえてこういうことをなさったのかを私たちは静かに謙虚に考えてみなければなりません。現代的な感覚に基づいて神に異議申し立てをするようなこと」はするべきでなく、特定の時間と空間の中で神がなさったことに忠実である

ことが求められているのだ、と述べている。

そして司祭職の固有の職務としての聖餐式執行は、男性であるイエス・キリストが行った最後の晩餐の再現、実演であることを強調し、自ら提示した上記の問いに以下のように答えている。

「権威をもって自然を支配し歴史を支配なさる父なる**神の権威**を現す者が男性です。」「司祭が男性であることは教会の信仰にとって譲ることはできません。つまり、**男性という本性**を見たならば、父なる神と救い主イエスを想起します。これは、男性の内的な資質・適性とは無関係で、男性という外的なかたち・本性のゆえです。」「他方、**生命を生み育てるのは**、女性の仕事です。**聖母マリア**は女性の代表です。これは人間が選択できないことで神が人間の**創造**においてお決めになったことです。社会的な職業の分業は変え得ても、この役割を人間が変えることはできません。司祭職は、男性というこの本性と不可分です。」(書体変化は原文のまま)

彼らは、生物学的にかたちとして男であれば自然と歴史の支配者としての父なる神の権威を現す者とされているのだと信じているというのである。「想起」する主体は主語がないので不明であるが、おそらく彼らは男性がどんなに聖職者として適性や資質がなくても、父なる神と主イエスを想起しなくてはいけないのですよと信徒に教えているつもりなのであろう。一般的に聖餐論において言及されているキリストの受難を想起することの重要性を、男性司祭にまで拡大解釈しているらしいが、これは人間の関係性における感受性や内面性を全く無視した一方的教えである。ここでの「神の権威」はイエス・キリストに従って生きることとは結びつけられて語られていない。ただ男性という外的なかたちをもって神、キリストを想起すべきだと言うのであるなら、明白な偶像崇拝的父権思想である。

彼らは、サクラメント(聖餐)の効力は執行者や受領者の状態に依存せず執行されるサクラメントそのものにあるとする事効論の考え方を執行者そのものに応用しているようだが、これは本来人間の「外的かたち」に適用して論ずるべきものではない。彼らが言うように、最後の晩餐の再現のためにどうしても「外的かたち」が不可欠だというならば、どうしてユダ



ヤ人でなくていいのか、年齢が30代でなくていいのかという矛盾に対する問いには答えられない。にもかかわらず彼らは性別のみにこだわり、これが聖書に記された神の啓示である、教会の伝統である、だから人間が変えることのできないことであると主張するのである。<sup>98</sup>

一方、彼らの理想的女性像は聖母マリアに象徴される。聖母マリア崇拜は、教理的には聖公会信仰には本来含まれないものである。ローマ・カトリック教会の聖母マリア論に共鳴する彼らの個人的趣味の範囲での女性観である。彼らは、産む性であるから育てる役割も女性固有の仕事であると神が定めたと信じる。それが創造の秩序よって与えられた男女固有の「本性」であるというのである。彼らのマリア論は、産み育てる事と男性に仕える事以外の女性の本質的存在価値を認めない。

彼らのこの男女観は聖職論に止まるものではない。エフェソの信徒への手紙第5章の解釈について以下のように記している。

「**男性**は、家庭でも教会でも、**父なる神のアイコン・像**です。男性というアイコン・像を見ると父なる神を想起させます。夫は妻の頭であるとは、このことです。しかしそれは抑圧を意味しません。」「頭であることは男性のもので、男性に対するこの招きは自己犠牲と奉仕の一つなのです。私たちの社会でこの教えが弱められたために、家庭生活が崩壊して」しまった。だからこそ司祭職の固有の働きを明確にし、その権威を正當に位置づけ、そして「このことを胸をはってこの世に語る事が宣教です。この世の軽薄な男女同権論を教会に持ち込むべきではありません。」<sup>99</sup>（書体変化は原文のまま）

男女に与えられた異なる使命や異なる役割と位置づけは神与のものであり受容すべきことで、抑圧や差別ではないと彼らは言う。それゆえ男女同権論すら「軽薄な」考えだと言うのである。実際、抑圧や差別は、抑圧する者、差別する者が自分たちの考え方や言動を決して差別と認めないところに存続する。彼らは被抑圧者や被差別者の側に立ってその声を聞くとはしない。自らの思想を権威づけ、絶対化し正当化しようと励むのみである。

## (2) 男女平等という「偽りの福音」

「夫は妻の頭」(エフェソ5:23)、「女の頭は男」(1コリ11:3)、「婦人たちは、教会では黙っていなさい。……婦人たちは従う者でありなさい。」(1コリ14:34)、「婦人は、静かに、全く従順に学ぶべきです。婦人が教えたり、男の上に立ったりするのをわたしは許しません。」(1テモテ2:11~12) これらと創世記の創造物語などの男女の位置づけにかかわる聖書解釈も重要な論点の一つである。

先述の女・聖・検委員会のアンケートにおいて、「聖書的、神学的に女性の聖職按手に問題があると思いますか?」という問いに対して「問題がある」という回答は9.1%であった。<sup>65</sup> その理由について、聖書に女性の男性への従属が定められているという聖書解釈をあげている人はあまり多くはない。しかし、公聴会で意見を述べた一人の女性信徒はこれらの聖書の箇所をあげて「女性を聖職にすることについては神様のみ心として認めていないと思う」と述べている。一方「問題ない」という回答は52.3%であり、上記のような聖書の箇所については時代と文化(男性中心主義)の制約を受けており絶対視するべきでないなどの意見が記されている。そして、女性司祭賛成の理由として「神の前に男女は平等である」「教会は男女平等の思想の先駆者となる使命がある」など、男女平等をあげる者は多かったのである。

このアンケート結果では、これらの聖書の箇所が女性司祭問題について与えた影響は表面的には大きくはなかったと言えるかもしれない。しかし、日本社会の男尊女卑思想とびつたり一致するこの女性従属説をそのまま内面化して生きてしまっている教会女性は多い。そして、福音として神の前での男女の平等を語る男性牧師は極めて少ない。そして聖書の記述自体に男性中心的価値観が含まれていることを認めて信徒に語り伝える牧師はさらに少ないと思われる。歴史的に女性差別に「正当な」根拠を与えてきたキリスト教会の伝統的な男性中心的聖書解釈と父権制的構造に対する反省は、日本においては未だ充分になされていないとは言えないだろう。<sup>66</sup> それゆえ、今後もどの教派かに限らず男性牧師らによって、これまで受け継が

れてきた女性差別的聖書解釈が語られ続ける可能性は大いにあると言わざるを得ない。

女性司祭叙任反対者のこの件についての見解は、実際的にはバラバラであり、日本聖公会内では詳細な解釈について公表されたものが比較的少ない。神の前には平等でも役割は異なるという意見もあれば、男女平等や男女同権などという考え方自体キリストの福音ではないと語る者もある。後者の意見の一例は前述のAAMJのパンフレット第1号にあるが、さらに第4号（1994年1月発行）の某司祭の「偽りの福音」にはこう語られている。

「女性司祭の問題は、実は『グノーシス主義』異端の問題だということです。《女性の司祭按手》論者の福音とは『男女平等』という『偽りの知識』なのであり、このイデオロギーにもとづく運動だということです。」「『男女同権ないし平等』の思想から教会を改革しようということとはとんでもない誤りで、福音を偽りの福音とすりかえるということです。」「福音は、……妻が夫に服従することを拒否することになってはなりません。」

この執筆者の男女関係にかかわる箇所の聖書解釈は逐語靈感的である。ここまではっきりと福音と男女平等思想を相入れぬものと公言する反対者は多くはない。<sup>24</sup>しかし、女性の司祭叙任を推進する者は「異端」だという主張はこの記事よりも前、1992年頃から反対主教によって語られていた。

### (3) 女性司祭擁護論は「異端」

AAMJの副会長でもあった主教は、1992年11月発行の『VISION』（日本聖徒アンデレ同胞会発行）に、女性司祭・主教に反対する長文の意見を發表した。この人は教会史の研究者であり大学教授でもあった。

彼は、ラインホルド・ニーバーの祈りから「変えることの出来るものと出来ないもの」のあることを語り、教会が常に改革されるべき存在だということを認めつつも、改革すべきものは何か、誰の權威によって改革するのかといったことで正統と異端をめぐる闘争に明け暮れて分裂を重ねてきた教会の歴史に言及する。そして、正統と異端については堀米庸三氏の

著書<sup>23</sup>から「主観的眞実に固執するものは常に自己神化に終わる。『教会』と『党』とは常に異物を排泄して健康を維持する有機体に似ている」という言葉を引用し、『異端』は特定の考え方を絶対化する主観主義だと言っていていいでしょう」と定義づけをする。その上で、正統な聖書正典を決定したのも、何が異端かを決定して排除したのも「一致の体现者である男性の『主教』が構成員であった教会会議だった」ことを強調する。それは非民主的ではあっても、初代教会の伝統に依拠しているのであり、グノーシスを異端として退けたのもこれらの主教たちであった。そして、荒井猷氏の著書から引用して「既成の思想とか既成の社会的なエスタブリッシュメントの中で安住できるのは男性、女性はそこから飛び出さない限り、自立できない」<sup>24</sup>ので、女性を評価してくれる異端へとひきつけられた、と述べる。結論として「女性聖職擁護論は、初代教会では組織を分裂させるものとして異端視され、健康を維持するために異物として排泄されたと言えるでしょう」と語るのである。

欧米の中世から近代にわたる歴史の中での悲惨な出来事の一つであり、長期に渡って罪もない多数の人々が殺された異端排除と魔女狩りに対する反省はここには全く見られない。それどころか、現代においても教会の権威者に反対する者は異端として排除すべきだと婉曲的に述べていると言えよう。

彼は、1994年5月に日本聖公会の首座主教に選出された。そして、1996年5月の日本聖公会総会の開会演説で、女性司祭叙任の問題は多数決で決めるべき事柄ではないと力説した。この総会では、女性司祭叙任の議案は否決された。しかしその後、多数いた反対主教が次々と定年退職や死亡したこと等によって現職を離れ、それに代わって賛成の主教が就任したことなどが契機となって、1998年5月の総会において女性の司祭叙任の議案は主教議員、聖職・信徒代議員それぞれ3分の2以上の賛成票を得て可決に至ったのである。

## 6. 女性の司祭叙任——家父長制的価値観の絶対化と解体化の分岐点

上記の5の(1)のような「男女に関する考え方は、聖書に基づいたものであり、多くの教派に共通なものですし、司祭職については、聖公会やローマ・カトリック教会や正教会に共通のものです」とAAMJは、自らの独断性を否定する。<sup>92</sup> 勿論、これらの否認論に対する賛成派からの神学的反論はさまざまに提出されている。<sup>93</sup> 多くの事実誤認もあるが、解釈としてそう信じるのだという問題についての論争は果てしない平行線になるだけなので、あえてここには詳述しない。が、この論争によって明らかになったのは彼らの神観、イエス観、司祭観、男女観は、同じ教派に属する女性司祭賛成派のそれとはかなり異なっているということである。否認論の内容を見ると、現代社会の中で失われつつある男性であることの権威、宗教的指導職としての主教（および司祭）の権威と主導権を取り戻そうと彼らがいかに必死になっているかがよくわかる。家父長制的支配の権威づけのために父なる神と男性イエスを用い、男性中心的聖書解釈と初代教父時代の神学と父権的教会史をもって自らの正当性を普遍化しようと試みている。彼らは支配者の位置に立って、被支配者に向かってこれは神与の秩序で差別や抑圧ではないと繰り返す。彼らの自己陶酔的男性崇拜信仰は、確かにキリスト教会の歴史において伝達されてきたものの一部を写しだしていると言えよう。それによって女性は、聖母マリアと魔女に二分割され、従順と慎み深さと奉仕こそ神与の努めで罪は子を産むことで救われると教えられ、教会の権威者に服従しなければ悪魔の愛人として処刑されてきた。教会の歴史のいわば影の部分である女性嫌悪、または女性恐怖の観念を背負ってきたこのような家父長制的価値観をキリスト教会として今後も伝達していくのか、それとも解体していくのか。女性司祭叙任問題は、その分岐点として聖公会に投げかけられた問いであったと言えるであろう。

ここに、女性司祭叙任推進者の言葉を引用する。

「神もイエスも家父長的な意味での支配者でも『父』でもない。神は聖書的な意味での支配者であり、イエスの『父』なのだ。教会が主と仰ぐイエス

は、律法主義、権威主義、宗教的な『汚れの文化』と徹底的に戦った。教会はもっと真剣に自分たちを支配する『家父長的な価値観』と対決しなければならないのではなからうか。……男女を問わず、これからの教会形成に関わる者の大きな課題は『家父長的、封建的なもの』の克服にあるのではなからうか。』<sup>47)</sup>

この課題克服のための日本聖公会の教会の革新はまだ始まったばかりである。

## 注

- (1) 『女性司祭：YESかNOか？』岩井梅代訳、竹内謙太郎監修（1995年）女性が教会を考える会発行、72頁（原書Emily C.Hewitt and Suzanne R.Hiatt, Women Priests : Yes or No? 1973）
- (2) 『1968年ランベス会議—決議と報告』日本聖公会教務院編 聖公会出版（1969年）128～132頁
- (3) 『女性の司祭按手？—さまざまの視点から』日本聖公会女性聖職の実現を検討する委員会編 日本聖公会管区事務所発行（1993年9月）7～8頁
- (4) スザン・ハイヤット「宣教と牧会の再発見に向けて 女性の視点から (1)」 聖公会新聞第469号（1992年11月）
- (5) 『1978年ランベス会議—決議および報告—』日本聖公会企画室協働委員会編 日本聖公会管区事務所発行（1979年）16～18頁
- (6) 1977年以前の女性の職制については拙論に記述。「日本聖公会における女性の奉仕職における職制」『キリスト教論藻』第31号（1999年）
- (7) 注(1)上掲書、76頁、79頁
- (8) 「管区事務所だより」日本聖公会管区事務所（1987年6月）
- (9) 『日本聖公会第40（定期）総会議事録（1988年）』日本聖公会管区事務所、第30号議案、決議47
- (10) 『日本聖公会第42（定期）総会議事録（1990年）』日本聖公会管区事務所、第23号議案
- (11) 『日本聖公会と女性聖職—女性聖職の実現を検討する委員会別冊報告』日

本聖公会管区事務所発行（1992年5月）

- (12) 八代崇「聖公会の奉仕職を考える—女性司祭・主教について」VISION 61号 社団法人日本聖徒アンデレ同胞会発行（1992年11月）
- (13) 梶原史朗・八代崇「分裂した交わり？第2回信仰・職制国際主教会議に出席して」聖公会新聞 第466号（1992年7月）
- (14) 聖公会新聞 第467号 第1面、第3面
- (15) 1990年総会の論議中に傍聴者としてこの会の女性4名が発言している。  
注(10)上掲書参照
- (16) 『シンポジウム バーバラ・ハリス主教を囲んで』女性が教会を考える会発行（1990年10月）
- (17) パンフレット1号の執筆責任者木下量熙、同じ文章は聖公会新聞に掲載されている。聖公会新聞 第471号（1993年1月）および第472号（1993年2月）
- (18) 司祭職について、賛成派の立場から反論した主な文献は、
  - a. 塚田理「教会の革新～女性司祭の叙任について～」聖公会出版（1993年12月）
  - b. (1)上掲書、34～38頁に司祭職と男性イメージについての言及がある。
- (19) 注(17)上掲資料
- (20) 注(11)上掲書、13頁
- (21) 英国の男性神学者たちのフェミニズムへの応答の文献は邦訳書あり。  
『教会の性差別と男性の責任～フェミニズムを必要としているのは誰か』R・ホロウェイ編 小野功生・中田元子訳 新教出版社（1995年）
- (22) その他公表された反対者側からの男女関係にかかわる聖書解釈の一例はエレネ・ビショップ「男と女—その聖書的な裏付け(LXIV)」聖公会新聞 第464号（1992年5月）、第465号（1992年6月）
- (23) 堀米庸三『正統と異端』中公新書、29頁
- (24) 荒井献『新約聖書の女性観』岩波書店（1988年）319頁
- (25) 注(17)上掲資料
- (26) 主要文献は注(1)および注(18)a. 上掲書、その他下記冊子等。

- ・『女性の司祭接手の実現をめざして—キリストの福音に生きる教会になるために—』 女性の司祭接手をめざす会編・発行（1994年4月）
  - ・『第1回1992年聖公会女性フォーラム』女性が教会を考える会（1992年7月）
- 27 香山洋人「新しい教会像、牧師像を求めて—司祭論だけで充分か」「主の大庭で」（女性聖職問題フォーラム誌）「主の大庭で」発行委員会 第3号（1994年5月）